

奈良県における日本語指導の現状と課題

－公立小・中学校を中心として－

新谷 遥

奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻

Current State and Issues of Japanese Language Instruction in Nara Prefecture

-Focusing on Public Elementary and Junior High Schools-

Haruka Nitani

School of Professional Development in Education, Nara University of Education

〈あらまし〉 本研究は、日本語指導が必要な児童生徒の増加を踏まえ、諸調査や先行研究等における奈良県の日本語指導の現状を整理し直し、その課題を明らかにすることを目的としている。「少数散在」という日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況や、日本語指導の制度面等から現状を分析した結果、奈良県では日本語指導が必要な児童生徒に対して十分な日本語指導の機会がもたれていない、指導者の研修の機会が少ないといった課題があることが明らかになった。

〈キーワード〉 外国人児童生徒 日本語指導 外国人散在地域

1. はじめに

文部科学省の平成28年度調査によると、全国で4万人を超える子どもたちが日本語指導を必要としている。そのうち、外国籍の児童生徒数は34,335人で前回の平成26年度調査より5,137人増加し、日本国籍の児童生徒数は9,612人で前回調査より1,715人増加した。

同調査では、奈良県における日本語指導が必要な児童生徒数は259人と報告されている。そのうち、外国籍の児童生徒数は前回調査の247人（在籍校数59校）から215人（64校）と、児童生徒数は減少しているものの、在籍校数が増えている（図1）。さらに、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は増加しており、前回調査の28人（13校）から44人（24校）となっている（図2）。

こういった日本語指導が必要な児童生徒の増加を踏まえ、文部科学省では、2014年に日本語指導を「特別の教育課程」として小学校、中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部もしくは中学部において編成・実施できるよう制度を整備

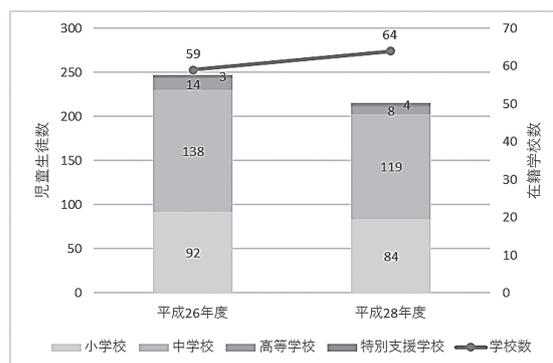


図1 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況（奈良県）
（文部科学省2017dより筆者作成。義務教育学校・中等教育学校については該当なしのため省略）

し、2017年には日本語指導が必要な児童生徒数に応じた教員数を基礎定数化した。公立小・中学校の場合、「③日本語能力に応じた特別の指導を受ける児童生徒数（第6号）小学校又は中学校において日

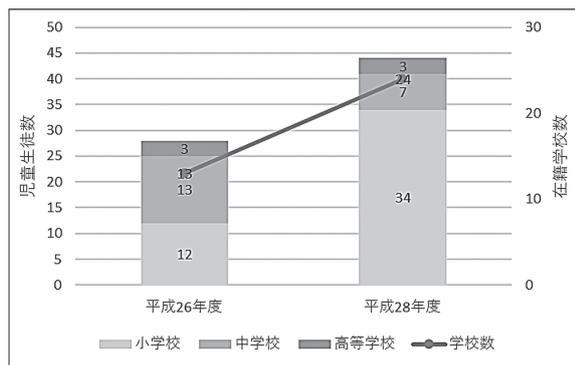


図2 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の学校種別在籍状況（奈良県）
（文部科学省2017dより筆者作成。特別支援学校・義務教育学校・中等教育学校については該当なしのため省略）

本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒の数にそれぞれ十八分の一を乗じて得た数の合計数（文部科学省2017a）となっており、日本語能力に課題のある児童生徒18人につき1人の教員が配置されることになる。また、平成29年3月公示の小学校、中学校学習指導要領においても、総則に「特別な配慮を必要とする児童（中学校は「生徒」）への指導」として外国人児童生徒に対する指導について明記している。

さらに、2018年11月には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が改正され、2019年4月に施行される。この改正により、外国人児童生徒は今後も増加すると見込まれる。

奈良県の日本語指導の課題を提案した先行研究には生田・田淵・玉村（2000）があり、「6. 奈良県における日本語指導の状況」で詳しく述べるが、この研究から約20年が経過し、奈良県における在留外国人はさらに多様化しており、日本語指導が必要な児童生徒の国籍や来日の経緯などの様々な状況も変化している。さらに、奈良県ではこのような児童生徒は少数であり、散在しているという特徴がある。これらを踏まえ、奈良県における日本語指導の現状を整理し直す必要がある。

2. 本研究の目的

本研究では、奈良県における日本語指導が必要な児童生徒のための日本語指導の現状を整理することを通して、その課題を明らかにすることを目的とする。

3. 本研究の方法

本研究の目的を達成するために、文部科学省、奈良県外国人教育研究会等の諸調査や、少数散在地域

における日本語指導に関する研究での議論を踏まえ、現在奈良県における日本語指導が必要な児童生徒が置かれている状況を整理し直し、次の手順で奈良県における課題を明らかにする。

- （1）本研究における「外国人児童生徒」の定義を明確にする。
- （2）「日本語指導が必要な児童生徒」の定義を明確にする。その際に、定義をする上での課題や日本語指導の必要性についても述べる。
- （3）「少数散在」という地域の特性を踏まえ、奈良県における日本語指導の状況を整理する。
- （4）奈良県における日本語指導の課題を明らかにする。

なお、筆者は、2015年度から奈良県の公立小学校において県配置の日本語指導を経験し、現在は市が独自の予算で配置している非常勤の日本語指導を担当している。筆者が指導にあたっているのは、主に英語を母語とする児童である（英語が公用語の国・地域にルーツをもつ児童を含む）。また、筆者は「奈良・子どもの日本語教育ネットワーク」という外国人児童生徒の教育に携わる支援者のネットワークの設立に携わり、現在、活動を行っている。このネットワークには、奈良県内の公立学校の教員、巡回日本語指導教員、市費日本語指導員、地域の支援団体や自主夜間中学の支援者、大学教員、外国にルーツをもつ子どもの保護者などがスタッフとして関わっており、定期的に情報を交換したり共有したりする機会をもっている。

本稿で現状を分析するにあたっては、諸調査、先行研究の知見に加え、こういった筆者の日本語指導現場との関わりから見てきたものについても検討し、課題を明らかにしていきたい。

4. 「外国人児童生徒」とは

先行研究において、「外国人児童生徒」は、次のように定義されている。

文部科学省（2011）では、「外国人児童生徒」について、「日本の学校に学ぶ外国人児童生徒が急速に増加」しているとしており、その理由を「両親の就業や留学、その他の理由により来日、あるいは帰国したこと」によるとしている。次に、「こうした外国人児童生徒のすべてが、日本の学校に就学するに当たって日本語や学校文化の違いに対して特別な配慮を必要とするわけではありません」、「日本語指導が必要な児童生徒は外国籍者に限られるわけでもありません。近年では、国際結婚の家庭の子ども、日本国籍者であっても、長期の海外生活を経て帰国した子どもなどに対し、日本語指導を行っているケースも少なくない」とし、「外国人児童生徒と日本語指

導が必要な児童生徒が全くの同義であるとは言えないという点に留意しておくことが大切」としている。本稿では、上記のような児童生徒の多様性を踏まえ、奈良県の公立小・中学校という文脈においても、「外国人児童生徒」と「日本語指導が必要な児童生徒」は同義ではないと考える立場から、この2つの用語を区別して使用することとする。

なお、『外国人の子ども白書』では、「外国人の子ども」について、『外国人の』子どもと本書で言うとき、国籍を強調的に捉えているわけではない。場合によって日本国籍者も含む『外国につながる』子、『外国にルーツをもつ』子と言い換えてよいと考えており、そのことに断っておきたい」とした上で、『外国につながる子どもたち』については、「国籍は日本であっても、外国にルーツをもち、外国人の子どもとあまり変わらない状況で生きる子どももいる。すなわち帰化した者、国際結婚から生まれた子どもなどがそれで、バイカルチュラルな可能性をもつ者もいる。父母が離婚し、外国人のひとり親に育てられ、日本語の習得もむずかしい環境にある子どもなどもある」、「学校では、日本語指導が必要な児童生徒として、特別な指導を受けている場合もあれば、日本人であるため機会を逸している場合もある。また、容貌、名前等が外国人風だとして、からかいやいじめに遭い、悩むケースがあり、ケアが必要である」と様々なケースについて言及している。このように「外国につながる」ために起こる生徒指導・教育相談上の問題が、ときに貧困やLGBT、ヘイトスピーチなどの人権問題とも重なり、何重ものマイノリティの立場に子どもが置かれている場合もある。心のケアや生徒指導・教育相談についても言及したが、本稿では、日本の公立小・中学校における外国につながる子どもたちの学びを保障するための「日本語指導」に焦点をおいて論じていく。

5. 「日本語指導が必要な児童生徒」とは

5.1. 「日本語指導が必要」をどう定義するか

本稿における「日本語指導が必要な児童生徒」とは、次に該当する児童生徒を指す。「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」（文部科学省2011）

筆者の子どもとの関わりの中で感じることは、こういった子どもは、皆が希望して来日したり日本語を学んだりしているわけではないという点で、注意が必要であるということである。子どもの中には、親の就労や国際結婚等の理由で、本人の意思に関わらず、仕方なく日本に連れて来られたと感じている者もあり、日本語学習に対する関心・意欲が低い児

童生徒もいるというのが現実である。

では、前述したように「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数」が全国的に増加しているという傾向があるが、「日本国籍」を持っていて、「日本語指導が必要」とはどういう状況だろうか。文部科学省（2017d）では、「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒には、帰国児童生徒のほかに日本国籍を含む重国籍の場合や、保護者の国際結婚により家庭内言語が日本語以外である者なども含まれる」としている。これは例えば、「日本生まれ日本育ち」で日本国籍を持っていても、様々な理由により、学習に必要な日本語の力が不十分である児童生徒がいることを示唆している。

では、「日本語指導が必要」ということをどう決めているかという点であるが、これには決まったスケールやアセスメントが使用されているわけではない。松永・施・波瀾・ランブクピティヤ（2018）では、「日本語指導の対象となる『日本語に通じない』児童生徒を誰がどう判断するのかを含め、これについての判断の方法や基準は各学校や各自治体の教育委員会に任されており、全国一律にはなされていない」、「判断の方法や基準が全国一律ではないということから考えれば、『日本語指導が必要な児童生徒』には様々なレベルの児童生徒が含まれていることが想定されます」としている。

本稿においても「日本語指導が必要な児童生徒」という用語を使用するが、このように様々なレベルの児童生徒がいることを含んでいるということを記しておきたい。

5.2. なぜ日本語指導が必要か

中島（2011）では、日本の「複数の言語・文化背景を持つ子ども」に関する対策の問題点について、以下のように示している。

- 1) 支援対策が地方自治体任せで一貫性がないこと
- 2) JSL教師や指導員の資格認定制度がないこと
- 3) 支援が初期日本語指導という狭い領域に集中していること
- 4) 日本人児童・生徒との自然交流が少ないこと、またその必要性が認識されていないこと
- 5) 支援が義務教育期間に限られ、大事な幼児期、高校レベルの支援がほとんどないこと
- 6) 子どもの母語・母文化への対応が欠如、あったとしても一貫していないこと

2) の“JSL”とは、“Japanese as a Second Language”、「第二言語としての日本語」を指す。中島は、カナダにおけるESL（English as a Second Language）について述べ、「カナダでは普通教員免

許の上にESLの追加免許を持っている教師が取り出し授業であるESLの教師になりますが、日本にはそのような教員免許制度がないために地方自治体によってその資格も形態も支援期間もまちまち」と指摘している。

中でも、3)について問題となるのが、Cummins(1979)が言語能力について提示したBICS(Basic Interpersonal Communicative Skills)とCALP(Cognitive Academic Language Proficiency)という2つの概念である。中島(2011)は、このBICSを「2年もあれば習得可能な対人関係におけるコミュニケーションの力」、CALPを「少なくとも5～7年はかかる教科学習に必要な認知・教科学習言語能力」と説明した上で、「初期指導に加えて長期にわたって教科学習言語能力を伸ばす教員の確保が重要」としている。

日本の公立学校、特に小・中学校という文脈の中では、日本語での授業が基本となる。学校での教科学習のためには、「日本語が話せる・聞ける・書ける・読める」だけにとどまらず、「日本語で話せる・聞ける・書ける・読める」という運用面での力を伸ばすことが必要となる。私たち指導に携わる者は、子どもたちが日本で進路選択をしていく場合、日本語での受験や就職の壁が待っていることを念頭に置いて、指導にあたらなければならない。

以上のことから、子どもの日本語指導においては、短期間の日本語指導や通訳に留まらず、子どもの教科学習や進路を見据えて、長期的で効果的な日本語指導のできる者が、子どもの気持ちに寄り添いながら関わるのが重要であるといえる。

6. 奈良県における日本語指導の状況

6.1. 奈良県における在留外国人

奈良県における日本語指導について言及する前に、奈良県にはどういった外国人が生活しているのか先行研究に触れておきたい。

生田・田淵・玉村(2000)では、1998年12月現在の奈良県の外国人登録者数を10,591人とし、奈良県における定住外国人を次の4つに分類している。

- (1)「在日韓国・朝鮮人」
- (2)「中国、特に『旧満州』からの移住者、(中国残留邦人の帰国者とその家族)」
- (3)「フィリピンやタイなどアジア諸国からの国際結婚の配偶者たち」
- (4)「ブラジルやペルーなどからの日系労働者」

それから約20年後の2018年6月現在、法務省「在留外国人統計」によると、奈良県における在留外国人総数は12,187人で、上位10か国の内訳は1998年から表1のように推移している。

表1 奈良県の在留外国人上位10か国の推移
(生田・田淵・玉村2000と法務省2018より筆者作成。2018年の調査において、朝鮮国籍の在留者数は173人であるが、韓国と朝鮮は別集計となっている。)

	1998		2018	
1	韓国・朝鮮	6,234	韓国	3,405
2	中国	1,547	中国	2,935
3	ブラジル	1,038	ベトナム	1,521
4	フィリピン	368	フィリピン	764
5	米国	327	米国	365
6	ペルー	244	台湾	358
7	タイ	122	ブラジル	343
8	インドネシア	106	インドネシア	288
9	英国	98	タイ	238
10	ベトナム	31	ミャンマー	215

この推移において、特筆すべきはベトナム国籍の在留者数の増加である。このベトナム国籍の在留者の増加については、筆者が運営に関わっている外国人児童生徒の支援者のネットワークである「奈良・子どもの日本語教育ネットワーク」の活動を通して度々耳にしており、筆者の外国人児童生徒数の増加に対する所感とも一致している。また、ネパールをルーツにもつ児童生徒の増加も報告されており、2018年調査でも11位がネパール国籍204人となっている。

現在の在留外国人は、必ずしも生田・田淵・玉村(2000)の4分類で分けられるわけではなく、さらに多様な国や地域からの人々が就労目的で渡日し、家族が同伴してきているというケースが見られる。こういった家庭の中には、両親のどちらともが外国人で、生活のための日本語が不十分な家庭もあり、就学案内や学校からのお便りを読むことが困難なケースもある。

以上のことから、奈良県における在留外国人は増加しているとともに、その背景が多様になってきていることがわかる。

6.2. 集住地域と散在地域における日本語指導

奈良県の日本語指導については、奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課および奈良県外国人教育研究会が、その調査や普及に取り組んでいる。

文部科学省(2017d)による奈良県における日本語指導が必要な児童生徒数については前述の通り、外国籍・日本国籍の児童生徒を合わせて259人となっている。奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課(2018)の報告によると、これらの児童生徒数は「少数・散在の状況」にあり、「約4校に1校の割合で在籍。1校あたりの在籍児童生徒数は1人から3人であるところがほとんど」とされている。この数は、学校に在籍する児童生徒総数から比べると、

非常に少ないという印象を受けるかもしれないが、この「少数散在」という状況では、こういった問題が起り得るのかということについて、本項で詳しく述べたい。

「散在地域」とは、しばしば「集住地域」と対を成す用語として使用される。外国人集住地域には、愛知県の豊田市や群馬県太田市、三重県伊賀市のような外国人が多数居住している地域が挙げられる。こういった地域では、外国人児童生徒数も多く、先進的な取り組みが多々なされている。一方で、外国人散在地域とは、山崎・深澤・中河・田上（2009）の富山県や、中川・足立・内海・土屋・松岡（2015）の福島県、岩手県、新潟県、山形県のような、外国人が「人口密度の観点からみれば、広範なエリアにわたって居住し、散在している点が特徴」（中川・足立・内海・土屋・松岡 2015）とされる地域である。奈良県の外国人および外国人児童生徒もこの「散在」に分類され、「外国人の問題は地域の中で顕在化されず、目に見えない存在となりやすい」（中川・足立・内海・土屋・松岡 2015）という問題が起きる。また、『外国人の子ども白書』でも、「少数在籍校」における問題について、「日本の学校にどううまく適応できるかは、その子ども自身の適応能力および担任教師等、身近にいる教師の個人的な指導力量に依存することになる」としている。

つまり、「約4校に1校の割合で在籍。1校あたりの在籍児童生徒数は1人から3人であるところがほとんど」という在籍状況では、日本語指導が必要な児童生徒の課題はその子個人の問題やその家庭の問題として処理され、日本語能力に課題があることから起こる問題であったり、外国人児童生徒が抱えるアイデンティティの問題であったりするというところに気づかれにくいという問題を孕んでいる。また、児童生徒が散在しているという状況では、日本語指導者も散在していることになり、情報収集に困難さが生じる。さらに、日本語指導者が配置されていない場合は、担任教師の個人的な力量に頼るしかないということになる。

6.3. 奈良県における日本語指導の制度

奈良県外国人教育研究会が毎年実施している「在日外国人乳幼児・児童・生徒在籍実態調査」によると、奈良県の保幼小中高（特別支援学校含む）における外国人児童生徒総数は1,736人で、67か国にも及ぶ国と地域をルーツにもつ子どもたちがいることが報告されている（奈良県外国人教育研究会2018）。このことから、奈良県には、実に多様なルーツをもつ児童生徒がいることがわかる。

この調査では、小・中学校における「日本語指導が必要な子どもたちの在籍状況とその推移」につい

て公表しており、中でも注目したいのが、「日本語指導の配置数」が明らかにされていることである（図3）。

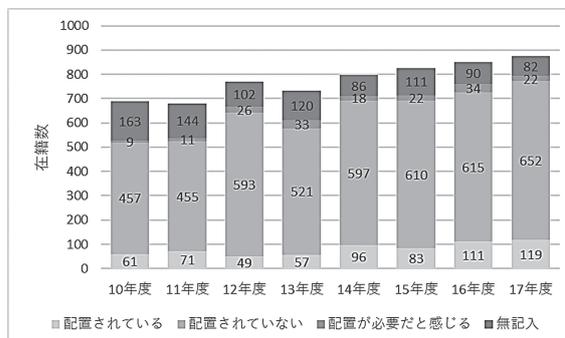


図3 日本語指導が必要な子どもたちの在籍状況とその推移（複数回答有）
（奈良県外国人教育研究会2018より筆者作成）

2017年度の「日本語指導が配置されている」児童生徒の数は119人で、2010年度の61人から約2倍に増えている。この119人には、県から日本語指導が配置されているケースに加え、市町村が独自に配置している日本語指導を受けているケースが含まれる。

一方、「日本語指導が必要だと感じる」児童生徒数は22人で、毎年ばらつきが見られる。これは、前述のように「日本語指導が必要」ということに対して明確な尺度がなく、現場の判断に委ねられていることに一因があるといえる。さらに、奈良県では、英語母語話者の子どもに対して県から日本語指導が配置されないという現状がある。筆者は主に英語母語話者の子どもたちの指導にあたっているが、これは市が独自に予算を設けて日本語指導者を配置しているケースである。この市費配置に関しては、実施している市町村に限られる。つまり、日本語指導が必要な英語母語話者の子どもが学校に在籍していても、「そもそも県の日本語指導がつかない」という認識が学校側にあると、「配置が必要だと感じる」項目からこの英語母語話者の子どもの存在が漏れる可能性が高いといえ、実際には「配置が必要だと感じる」子どもの数はさらに増えると予想される。

奈良県では、外国人児童生徒の日本語指導として、巡回日本語指導教員（常勤）や初期対応日本語指導員（非常勤）の配置制度がある。また、学校での学習のための日本語が不十分であるが、制度上、県の支援が受けられなかったり、支援の延長を希望するケースに対して、市町村が独自に日本語指導者を配置している場合もある。

県の巡回日本語指導教員とは、「日本語指導が必要な生徒が多数在籍している学校に常勤で配置され、

所属校を中心に、複数の学校を巡回して、日本語指導が必要な児童生徒を担当している教員である(多文化共生フォーラム奈良編2012)。2018年度現在、奈良県下に4名の巡回日本語指導教員がいる。

また、初期対応日本語指導員とは、「日本語指導が必要な児童生徒がいる場合に、学校長が各地教委を通じて、県の教職員課に配置を要請することができる」指導員であり、その配置については、「初期対応日本語指導員は非常勤で、2年間を限度に、週当たり2日、2時間ずつ合計4時間を配置しています。日本語指導が必要な児童生徒が複数在籍している場合は、一日3時間の2日間で週あたり6時間の配置になります」と取り決めがなされている(多文化共生フォーラム奈良編2012)。

これらの日本語指導には、様々な専門性をもつ者が携わっている。例えば、日本語教育を専攻したり日本語学校などで教えたりした経験がある日本語教育を専門とする者、学校教員退職者や教員免許保持者などの学校教育を専門とする者、発達障害がある子どもなどに対する特別支援教育を専門とする者などである。また、日本語教育や学校教育を専攻する大学生や大学院生が指導に関わっている場合もある。特に、奈良県の日本語指導では、指導者自身が外国にルーツをもっていたり、在外経験があったりするなど、指導する子どもや保護者の母語を使える者が通訳として、日本語初期指導に携わっている場合が多い。

また、その他の支援として、まず、6か国語に翻訳された「学校生活ガイド」が奈良県教育委員会のウェブサイト上で公開されている。次に、進路選択にあたっては、中学生の外国人生徒のための進学・就職説明会があり、帰国・外国人生徒のための入試制度である「奈良県立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置」を高取国際高等学校と法隆寺国際高等学校の2校で実施している。さらに、県立学校への三者懇談の際の通訳者派遣事業などもある(多文化共生フォーラム奈良編2012)。これらの制度を学校がうまく活用していくことが、学校にとっても、外国人児童生徒にとってもプラスに働くと考えられる。

7. 奈良県における日本語指導の課題

奈良県における日本語指導の課題を報告している先行研究には、生田・田淵・玉村(2000)、奈良・子どもの日本語教育ネットワーク(2016)がある。この2つの先行研究における課題を、以下の項目を設けて、整理し直した。

A. 支援全般

B. 配置数・指導時間・指導期間

C. 指導者の確保

D. 研修

E. 連携

F. 進路選択

その上で、筆者の考える現在の日本語指導の新たな課題について追記したものが、表2である(生田・田淵・玉村2000は筆者要約)。以下、AからFの各項目についての考察を行っていく。

A. 支援全般

日本語指導の支援全般に関しては、児童生徒の多様化により、生田・田淵・玉村(2000)では見られなかった日本生まれの児童生徒への支援、就学前指導や特別支援教育との関連についての課題が新たに生じている。

特に、特別支援学級や特別支援学校に在籍する外国人児童生徒については、日本語で学校とやりとりすることが難しい保護者がいる中で、児童生徒の様子を伝える場合や障害について話す機会がある場合にどのように対応されているのか、非常に関心があるところである。情報共有を含め、連携の道を模索する必要がある。

また、諸調査からは見えてこない「就学不明」などの児童生徒がいると思われ、実態把握の必要がある。

B. 配置数・指導時間・指導期間

生田・田淵・玉村(2000)の報告から現在まで、講師の雇用形態が変わっているものの、課題は変わっていない。県の常勤講師は4名のみであり、依然としてその他の日本語指導に関しては非常勤講師が配置されている。非常勤講師を多く配置することで、全県下に渡って指導を行き渡らせるというねらいがあると考えられる。しかし、指導時間に関しては、各校における日本語指導が必要な児童生徒の在籍数が3人未満の場合は週4時間、3人以上の場合は週6時間の上限が設けられている。母語が理由で日本語指導が配置されていないケースも含めると、指導が行き渡っているとは考えにくい。

さらに、県配置の日本語指導の場合、編入・転入して2年未満の児童・生徒が対象となり、2年が過ぎると支援は配置されない。例えば幼稚園のときに来日し、低学年のときは日本語能力に問題がないと判断され、日本語指導が配置されていなかったとする。そして中学年になり、「9歳の壁」と呼ばれる学習が複雑になり始めた時期に、語彙力の不足などから学習についていくのが困難になったとしても、失われた日本語指導の2年間は戻らないといったことが起こり得る。これは、中学生になって受験を意識した学習の際に困難が生じる場合にも該当するケースである。

また、市町村が独自に配置している日本語指導に

表2 奈良県における日本語指導の課題

		生田・田淵・玉村(2000)	奈良・子どもの日本語教育ネットワーク(2016)	筆者の経験から見た新たな課題
A. 支援全般	就学前	各段階における課題	各段階における課題	縦断的な課題
	義務教育段階	●外国にルーツを持つ未就学児への支援	●日本生まれの子どもたちへの支援 ●特別支援の可能性がある子どもたちへの支援 ●心の面の支援の重要性 ●母語支援の重要性	●就学前の子どもたちに対する支援の実態は不明であり、各園や地域に任せられている。 ●特別支援学校に在籍している外国人児童生徒の実態の把握が不十分である。
	高等学校 就職 その後の進路			
B. 配置教 指導時間 指導期間	就学前	●巡回講師は週4時間勤務の非常勤講師である。巡回する際には具の講師では応えることができず、その対応を市町村の教育委員会や学校現場の管理職に委ねている。 ●指導する児童や生徒が1人でも複数でも指導時間が週4時間に固定されているために、児童の日本語能力に即した指導ができにくい。 ●小学校の低学年も中学生も指導時間と指導期間が一律である。児童生徒の実態に合わせて、指導時間と指導期間を柔軟にすべきである。		●指導時間は児童が複数の場合でも、上限は6時間となっている。 ●県の日本語指導は、編入して2年未満の児童・生徒のみが対象であり、2年の期間のうちに日本語指導を受けなければ、その権利は消失してしまう。 ●県の日本語指導の配置が不十分で、市町村の日本語指導が配置されている場合があるが、年間35時間程度であり、十分な支援が行えるにもかかわらず、母語を理由として配置されていないケースがある。 ●「特別の教育課程」による日本語指導については、一部の学校でのみ実施されている。
	義務教育段階	●地域の人材リストを作成し、市町村のニーズに応えるべきである。		●ベトナム語、ネパール語などを教える者が少なく、日本語指導者として通訳を雇うには限界がある。
	高等学校 就職 その後の進路			●JLAなど、子どもの日本語に関するアセスメントをできる者が少ない。
C. 指導者の 確保	就学前			
	義務教育段階	●講師は学校の管理職から個人的に依頼され、日本語指導の訓練を受けないまま派遣されるケースが非常に多い。 ●講師間の情報交換の場や経験交流、指導力を高めるための定期的な研修機会がない。		●研修の機会はあるが、年に数回である。 ●日本語指導者には発達段階に応じた日本語指導や学校教育に関する研修、担任教師や管理職には日本語指導ややさしい日本語の基礎知識、児童生徒の言語や文化などの背景知識に関する研修といった専門性に応じた研修が求められる。 ●日本語指導の方法や教材に関して情報共有する機会がなく、各指導者が手探りでやっている。
	高等学校 就職 その後の進路			
D. 研修	就学前			
	義務教育段階		●多忙な学校現場との連携の難しさ(これには、非常勤などの日本語指導員が学校との連絡が取れず孤立している問題や、土日や放課後に子どもたちを支援している支援団体が学校側と連絡を取ることに難しいといったことが含まれる) ●教育委員会など行政との連携	
	高等学校 就職 その後の進路			
E. 連携	就学前			
	義務教育段階	●日本語指導は巡回講師の請け負いでなってしまう。担任教師や教師集団との意思疎通(教科の進捗度といった情報交換)の不足から、連携プレーをとることが難しい。		
	高等学校 就職 その後の進路			
F. 進路選択	就学前			
	義務教育段階		●「奈良県立高等学校入学者選抜外国生徒等特別措置」があるが、適用されるケースが限られている。 ●奨学金の制度上の問題 ●在留資格とアルバイトの問題 ●中途退学の問題	●選択できる進路の幅が狭い。
	高等学校 就職 その後の進路			

*当該調査当時の「巡回講師」は、現在の「巡回講師」と雇用形態が異なり、週4時間勤務の非常勤講師であった。

関しては、年間30時間から35時間の上限を設けているケースが多く、週に1回1時間という限られた時間の中で支援が行われているため、十分な指導が行えているとは言い難い。

C. 指導者の確保

指導者の確保に関しては、現在でも2000年当時と変わらず、初期対応日本語指導員は基本的には学校長が自ら見つけ出し、県に申請を出すという体制になっている。

奈良県の初期対応日本語指導員は、指導する子どもや保護者の母語を使える者が通訳として携わっている場合が多い。この通訳には、日本の学校教育に詳しいことが求められるが、近年増加しているベトナム語やネパール語を母語とする児童生徒に対しては、学校教育に詳しく、さらに非常勤という立場で勤務できる者という点、該当者は少なく、指導者の確保が難しいという現状がある。こういった通訳を主軸に置いた指導者を確保できない場合、日本語だけで指導ができる日本語教育の専門性をもつ者に目を向けるのも一つの案であると考えられる。

なお、筆者は、子どもや保護者の母語が話せる支援者の方々が、いかに彼らの心の支えとなり、日本の学校生活への不安を取り除いているか、これまでに様々な事例を見てきた。また、保護者と子どもをつなぐ彼らの母語や継承語についても、その重要性を感じている。本稿では、母語が話せる支援者や母語・継承語教育についての批判をしたいわけではなく、母語の話せる者と日本語指導ができる者がそれぞれの役割を果たし、協働して子どもの支援にあたるのが、長い目で見た子どもの成長を促せるのではないかと考えていることを記しておきたい。

D. 研修

前述のように、初期対応日本語指導員は基本的には学校長が自ら見つけ出し、県に申請を出すという体制になっている。この初期対応日本語指導員には教員免許は必要なく、その子どもの母語が話せることが条件で、その他に特に資格は必要ない。そのため、奈良県の日本語指導では、様々な専門性をもつ者が指導に携わっており、その専門性を生かして指導にあたっている。一方で、配置される指導者によって児童生徒が受けられる支援にばらつきがあるという現状が生まれている。

日本語指導員の事前研修は現在もなく、配置されてから日本語の指導が求められると、その指導員一人の努力に委ねられることになるため、研修の機会が求められる。

現在、日本語指導に関する研修としては、県配置の日本語指導者・関係者対象で開催される研修会、

奈良市など市町村が開催している日本語指導の担当者会、奈良・子どもの日本語教育ネットワークが開催している支援者間の情報交換の場「Nカフェ」などがあり、支援者間の学び合いや、外部の専門家による勉強会の機会になっている。こういった研修は支援者のエンパワーメントの場となっているが、いずれも年に数回であるという点で、課題があるといえる。また、指導員は奈良県という広域に散らばっており、非常勤という立場上、研修に行くための費用が保障されないといった状況であると、参加は難しいということも考慮しなければならない。

E. 連携

「多忙な学校現場との連携の難しさ」が課題として残っている。

文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引き」では、外国人児童生徒等の受入れ体制を図4のように示している。外国人児童生徒の支援においては、このように、外国人児童生徒を中心として、様々な関係者の連携が欠かせない。

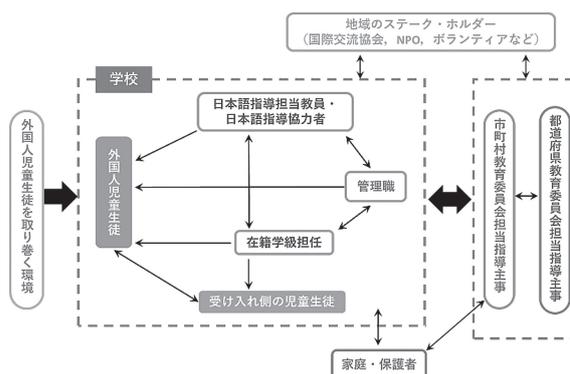
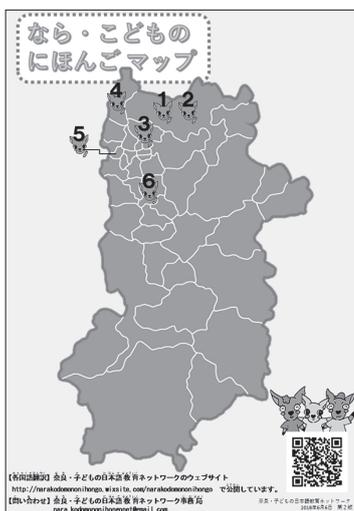


図4 外国人児童生徒等の受入れ体制
(文部科学省2011より筆者作成)

まず、学校内の連携として、教科学習のための日本語指導には担任教師との情報共有が欠かせないが、多忙な担任教師と非常勤の日本語指導員が打ち合わせを行うことは非常に難しい。指導記録や連絡ノートを活用するといったことも考えられるが、筆者の経験上、児童生徒を中心にして、まずは担任教師と日本語指導員が互いに専門性を認め合い、互いの児童生徒への関わりを労い合うことが連携への第一歩なのではないかと感じる。

次に、地域との連携として、奈良・子どもの日本語教育ネットワークでは、学校現場と地域の支援の場との連携の難しさを解消するために、「なら・こどものにほんごマップ」という地域の支援の場の一覧を作成し、その普及にあたっている(図5)。このマップに掲載されている団体では、児童生徒が日本語学習や教科学習、母語学習などを無料ででき、ボ

ランティアスタッフが生活に関する保護者の相談などにも応じている。これらの団体は、長年に渡り外国人を支援してきており、多くの外国人支援の知見を持っている。なかには、多世代に渡って外国人家庭を支援しているケースもある。なお、生駒市ではこのマップを市の教育委員会から小学校と中学校に全校配置している。



マップ掲載の名称	どこ	いつ	だれの 誰	開けること	ことば	問い合わせ先
1 ナラ・ファミリーフレンド	奈良県中務会館 〒740-0201 奈良県中務会館 〒740-0201 奈良県中務会館 〒740-0201 奈良県中務会館	月曜日から土曜日 10:00-12:00	奈良県中務会館	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	担当：アザシユウ・ワラシユウ TEL: 090-4337-2337 TEL: 090-4337-2337 FAX: 0742-32-2332 Eメール: ndr@afn.jp
2 ルーツを学ぶに誇りと親の会 小東（シャオツォオ）	徳島県立徳島大学 〒770-8502 徳島県立徳島大学 〒770-8502 徳島県立徳島大学	日曜日から月曜日 10:00-12:00	徳島県立徳島大学	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	担当：小東 雅子 TEL: 090-342-9568 FAX: 090-342-9568 Eメール: yoshi@shojo.or.jp
3 在日外国人相談研究会（JCR）	徳島県立徳島大学 〒770-8502 徳島県立徳島大学 〒770-8502 徳島県立徳島大学	日曜日から月曜日 10:00-12:00	徳島県立徳島大学	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	担当：小東 雅子 TEL: 090-342-9568 FAX: 090-342-9568 Eメール: yoshi@shojo.or.jp
4 財団法人 いこま国際交流協会 ハルバロギョウキョウカ 学芸会演習場ミュージアム	徳島県立徳島大学 〒770-8502 徳島県立徳島大学 〒770-8502 徳島県立徳島大学	日曜日から月曜日 10:00-12:00	徳島県立徳島大学	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	担当：小東 雅子 TEL: 090-342-9568 FAX: 090-342-9568 Eメール: yoshi@shojo.or.jp
5 奈良県立生駒高等学校	奈良県立生駒高等学校 〒740-0201 奈良県立生駒高等学校 〒740-0201 奈良県立生駒高等学校	月曜日から土曜日 10:00-12:00	奈良県立生駒高等学校	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	担当：小東 雅子 TEL: 090-342-9568 FAX: 090-342-9568 Eメール: yoshi@shojo.or.jp
6 奈良県の子どもの日本語ネットワーク ワーク推進	奈良県立生駒高等学校 〒740-0201 奈良県立生駒高等学校 〒740-0201 奈良県立生駒高等学校	月曜日から土曜日 10:00-12:00	奈良県立生駒高等学校	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	日本語、学校で習得する外国語の学習や指導 指導：日本語教育支援センター 日本語	担当：小東 雅子 TEL: 090-342-9568 FAX: 090-342-9568 Eメール: yoshi@shojo.or.jp

図5 奈良・子どもの日本語教育ネットワーク「なら・こどものにほんごマップ」
(上：表、下：裏)

学校教育現場や行政がこういった地域のステーク・ホルダーと連携することで、子どもの学習に連続性ができ、支援が促進されるといえる。なお、このマップに掲載されていない地域の外国人支援団体においても、親が子どもを連れて学習に来ているケースがあり、ボランティアスタッフが指導にあたっている。いずれにしても、地域に目を向けることは重要であるといえる。

こういった支援の連携モデルとして、同じ散在地域である富山県では、遠隔地の不便を解消させるためにウェブサイトやメーリングリストを利用して、支援者が教材開発や情報共有を行ったという報告がある（山崎・中河・田上2011）。奈良県の現状では、

一部の限られた支援者がこうしたツールを利用して横のつながりをもっているに留まっているのが現状であるので、こういったインターネットを使った方法の普及も視野に入れて、連携を実現する可能性を探ることが望まれる。

F. 進路選択

進路選択にあたっては、前述のような就学ガイダンスや高校入試における特例措置などが活用されているが、特例措置に関しては、渡日した学年等の規定があるため、適用されるケースが限られている。

また、高校生になると、奨学金やアルバイト、中途退学といった問題が出てくる。高校以降の課題については、教員と連携して今後も実態を把握していく必要がある。

8. おわりに

本研究では、奈良県の日本語指導の現状に照らし合わせ、過去に特定されていた課題をA～Fの6つの項目に分け、ライフステージごとに整理した。課題の分析を通して、奈良県においては、日本語指導が必要な児童生徒に対して十分な日本語指導の機会がもたれていないことや、指導者の研修の機会が少ないといった課題が依然として残っていることが明らかになった。本研究の成果として、奈良県における日本語指導の課題と解決を考えていく上での枠組みや方向性が見えたことが挙げられる。

一方、就学前段階、高等学校以降の段階における支援、就学不明者の問題については、十分に情報を集めることができず、今後さらに調査していく必要がある。また、分析にあたっては、関係者への質問紙や聞き取り調査などによって、課題の客観性が担保されると考えられる。これらの点を踏まえ、今後の研究につなげていきたい。

謝辞

本研究を論文として形にするにあたり、丁寧にご指導くださった奈良教育大学教職大学院の前田康二先生に心より感謝申し上げます。また、吉村雅仁先生を始め、これまでにご指導くださった先生方に心より御礼申し上げます。そして、長年に渡り外国にルーツをもつ子どもたちを見守ってこられた奈良・子どもの日本語教育ネットワークの先生方と活動を共にすることで、たくさんの知見を得ることができました。記して謝意を表します。

参考文献

荒牧重人・榎井縁・江原裕美・小島祥美・志水宏吉・南野奈津子・宮島喬・山野良一編（2017）『外国人の子ども白書—権利・貧困・教育・文

- 化・国籍と共生の視点から』明石書店, 4, 17-18, 115
- 生田周二・田淵五十生・玉村公二彦 (2000) 「人権・多文化教育の動向と課題に関する研究—奈良県を中心とする状況分析—」『奈良教育大学教育指導センター研究紀要』, 9, 169-180
- 多文化共生フォーラム奈良編 (2012) 「外国人児童生徒受入ガイドブック～多文化共生の学校・地域づくりのために～」奈良県教育委員会事務局人権・社会教育課
- 中川祐治・足立祐子・内海由美子・土屋千尋・松岡洋子 (2015) 「外国人散在地域における『特別の教育課程』による日本語指導」『福島大学地域創造』26 (2), 49-61
- 中島和子 (2011) 「カミング教育理論と日本の年少者言語教育」ジム・カミング著, 中島和子訳著『言語マイノリティを支える教育』慶応義塾大学出版会, 27-28, 45-46
- 奈良県外国人教育研究会 (2018) 「在日外国人乳幼児・児童・生徒在籍実態調査」
- 奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課 (2014) 「学校生活ガイド」
<http://www.pref.nara.jp/20572.htm> (最終閲覧2019年3月5日)
- 奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課 (2018) 「平成29年度在日外国人児童生徒に関する指導についての教育講演会」
<http://www.pref.nara.jp/secure/180277/gaikokkujinnkouennkai%20HP.pdf> (最終閲覧2019年1月11日)
- 奈良・子どもの日本語教育ネットワーク (2016) 「『なら(Nara)』で子どもの『にほんご(Nihongo)』に携わる支援者のお茶会『Nカフェ』」子どもの日本語教育研究会第1回研究会発表ポスター
入国管理局「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の概要について」
http://www.immi-moj.go.jp/hourei/image/flow_h30.pdf (最終閲覧2019年1月10日)
- 法務省 (2018) 「在留外国人統計 都道府県別 国籍・地域別 在留外国人 2018年6月」
- 松永典子・施光恒・波瀾剛・S.M.D.T ランプクピティヤ (2018) 『学校と子ども、保護者をめぐる 多文化・多様性理解ハンドブック』金木犀舎, 10-11
- 文部科学省 (2011) 「外国人児童生徒受入れの手引き」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm (最終閲覧2019年2月14日)
- 文部科学省 (2014) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm (最終閲覧2019年1月21日)
- 文部科学省 (2017a) 「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/___icsFiles/afieldfile/2017/08/09/1387466_3.pdf (最終閲覧2019年1月14日)
- 文部科学省 (2017b) 「小学校学習指導要領 (平成29年3月公示)」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/___icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1384661_4_3_2.pdf (最終閲覧2018年8月21日)
- 文部科学省 (2017c) 「中学校学習指導要領 (平成29年3月公示)」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/___icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1384661_5_4.pdf (最終閲覧2018年8月21日)
- 文部科学省 (2017d) 「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (平成28年度)』の結果について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htm (最終閲覧2019年1月10日)
- 山崎けい子・深澤のぞみ・中河和子・田上栄子 (2009) 「外国籍年少者のための日本語学習環境デザイン—散在地域の学習を支えるために—」『富山大学人文学部紀要』51, 1-15
- 山崎けい子・中河和子・田上栄子 (2011) 「外国籍年少者のための日本語学習環境デザイン (2)—散在地域支援モデルの試案—」『富山大学人文学部紀要』54, 27-40
- Cummins, J.(1979)Cognitive/Academic Language Proficiency, Linguistic Interdependence, the Optimum Age Question and Some Other Matters. *Working Papers on Bilingualism*, 19, 121-129.